

第10回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年3月5日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時55分 散会

付託事件

- (1) 新ごみ処理施設の建設工事に関する事項
- (2) 周辺地域及び生活環境向上施設等の整備に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 下入野健康増進センターにおける管理運営費等及び指定管理候補者の選定について

2 出席委員（27名）

委員長	福島辰三君	副委員長	小川勝夫君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	綿引健君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	田口文明君
委員	森正慶君	委員	鈴木宣子君
委員	黒木勇君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	大津亮一君	委員	渡辺政明君
委員	須田浩和君	委員	栗原文隆君
委員	袴塚孝雄君	委員	五十嵐博君
委員	安藏栄君	委員	田口米蔵君
委員	松本勝久君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 内藤丈男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
総務部長	園部孝雄君	行政経営課長	熊田泰瑞君

財 務 部 長 白 田 敏 範 君 財務部参事兼
財 政 課 長 梅 澤 正 樹 君

市民協働部長 川 上 幸 一 君 市民協働部
副 部 長 小 嶋 いつみ 君

市民協働部
技 監 兼
体 育 施 設 整 備
課 長 青 山 和 夫 君

生活環境部長 佐 藤 則 行 君 新ごみ処理
施 設 整 備 課 長 宮 田 正 一 君

清掃事務所長 清 水 健 司 君

6 事務局職員出席者

事務局次長
兼 総 務 課 長 関 谷 勇 君 議 事 課 長 永 井 誠 一 君

議 事 係 長 綱 島 卓 也 君 書 記 武 田 侑 未 子 君

書 記 昆 節 夫 君

午前10時 1分 開議

○**福島委員長** おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第10回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日の案件は、下入野健康増進センターにおける管理運営費等及び指定管理候補者の選定についてでございます。

昨日に引き続き、質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、提出資料につきまして、執行部から説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** まず初めに、私の説明が不明確なことから、正副委員長をはじめ、委員の皆様にご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

改めまして、下入野健康増進センターにおける管理運営費等及び指定管理候補者の選定につきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明申し上げます。

1の管理運営費、指定管理料（市負担額）及び利用料金等収入につきまして、その仕組みについて御説明いたします。

管理運営費を2億1,300万円、市収入または利用料金等収入を4,000万円と仮定した場合、まず、(1)の利用料金制を導入しない場合の例でございます。総事業費である管理運営費と同額の指定管理料を市が負担することとなります。ただし、施設の使用料が市の収入となることから、実質的な市の負担額は1億7,300万円となります。

(2)の利用料金制を導入する場合の例では、利用料金等収入を指定管理者の収入とし、施設の管理運営費に充てることで、指定管理料は管理運営費から利用料金等収入を差し引いた額、1億7,300万円となります。

なお、(1)、(2)の場合とも指定管理料については、事業者の提案によって縮減される可能性があります。

次に、どのような観点で公募を実施していくのかという御趣旨の御質問につきましては、2の公募による指定管理候補者の選定に当たりましては、透明性、公平性を確保しつつ、アからカに記載した項目に沿った公募要項及び仕様書等を策定、公表し、その応募内容を審査して候補者を選定していくこととなります。

説明は以上でございます。

○**福島委員長** ただいま資料が提出されましたが、一応、昨日に引き続き、同じ内容でございますが、これらについて御質疑をお願いします。

松本委員。

○**松本委員** 昨日は私も補聴器をつけなかったりで、間近、白内障の手術というような状態にあったものですから、ちょっと私の話が皆さんとかみ合わなかった部分もあったというふうに思っております。今日はつけてきましたから、よく聞こえます。

この指定管理につきましては、昨日の話をいろいろ聞いておった中で、このスポーツ施設というのは現

時点で全て——大体全部だろうと思っているんですけども——スポーツ振興協会が管理しています。ですから、このスポーツ施設等については、スポーツ振興協会に管理をしていただくということが私はベターじゃないのかなというふうに考えました。

それで、昨日、佐藤部長さん、そして、宮田課長等々が正副委員長さん方にいろいろと説明をしておったようでもありますけれども、私も同じ部屋の中にいましたので、それを耳にしていたときに、私はやはりスポーツ振興協会に管理をお任せしたほうがいいんじゃないのかなと、そういうことが私はひらめいたんですよ。

ですから、私としては、その指定管理者がどうのこうのというよりも、今までの7社の云々というよりも、そして、今度、水戸市のスポーツ振興協会にお任せができれば、その使用料等はスポーツ振興協会に入るんですよ。それは、1年でも2年でもやってみればはっきりと大体数字が読めるわけですよ。

昨日の皆さんの答弁では、市収入は4,000万円から7,000万円ぐらいだとか曖昧だったんですよ。それは分からないから当然だと思いますけれども、ですから、私はそういう意味も含めてスポーツ振興協会のほうにお任せしてはどうかと。人数の問題とかいろいろありますよ、それは。もしそうなれば、人件費の問題もね。

そして、またさらに具体的に審議をこれから詰めていくとするならば、水戸市民とあるいは市外の人、県内、県外の人に対して、どのようにその使用料を定めていくかということは今後の問題だと思いますので、管理者というのはスポーツ振興協会にもうお任せすると、お願いするという方向で、委員長、私はそのように考えておりますので、皆さんの御意見も伺いながら進めていただければなというふうに思っています。

以上です。

○福島委員長 ですから、資料の説明を言ったけれども、今の松本委員の提案に対してやっぱり入場料収入4,000万円から7,000万円だと、幾ら入るか分からない、これはやってみなきゃ分からないわけですね。

それから、維持管理費等についても、スポーツ振興協会が指定管理者になれば、その負担額は当然水戸市が支払って、大幅に利益率が出れば議会で審議もできますし、そして、今後実績を踏んで管理運営をすれば、水戸市の損失にはならない。

特に昨日も我々は論議しましたが、7社の業者は全部水戸市外であると。その中身が理解はできませんし、また、入場料収入の計算もできませんし、それから、常にこの指定管理者の査定をすれば、平均値で出すのか、最低値で出すのか、いろいろありましたが、30%増減は除外して4社でやると。すると上位になってくるので、なかなか議会の理解が得られないんですが、そういうことで、ただいま松本委員の提案に対して、それが決まれば何ら論議はなくなるんですが、これに関して何かありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 今、松本委員さんの御発言等を聞かせていただきました。また、委員長さんのほうから細かくお話がありました。

昨日までやってきたことと方向性がちょっと違うというようなところもありまして、また、このスポーツ振興協会に指定管理を委託することによるメリット、デメリット等、それも長期的な展望に立ったそういう

こともまた必要なのかなというようなことで、まずちょっと昨日までの件で質問してよろしいですか。私がちょっと質問したものですから。

○福島委員長 はい、結構ですよ。

じゃ、渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、この利用料金制を導入しない場合と導入する場合の例が2つ出ていますよね。それで、例えばこの利用料金等収入が5,000万円になったとしますよね。そうすると、この(2)のほうで4,000万円の利用料金等収入が指定管理者に入ってくるので、指定管理者の市負担が1億7,300万円で、利用料金等収入が4,000万円で2億1,300万円になるわけですけども、これが5,000万円の場合、この1,000万円多くなった分はそうすると、この事業者と水戸市が分けるというようなことので考え方でいいんですか。昨日ちょっとその辺が曖昧だったものですから。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 利用料金の設定でございますけれども、現在、この表では4,000万円というところで見込んでおりますが、これが5,000万円となりました場合に、左側の指定管理料のほうで1億6,300万円、こちらのほうを1,000万円縮減ということで考えております。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、この利用料金が4,000万円から5,000万円になった場合は、指定管理料のほうで1億6,300万円になると、いわゆる1,000万円負担が少なくなるということではよろしいわけですね。

昨日の書類だと、利用料金が大きく上回った場合、市に還元するとなっているんですけども……

○福島委員長 じゃ、執行部、昨日の説明と違うんだよ。

昨日は4,000万円から7,000万円なんだ。そうすると、90%引いて、その10%を還元するとか、そういうことを説明したんだけど、今日は入場料が全部指定管理料の1億7,300万円から1,000万円、2,000万円と引いていくんだと言っている。全然昨日の話と違うんだもん。それではまたごちゃごちゃになっちゃうよ。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問ですが、指定管理者制度全般に関する部分は、行政経営課のほうで所管していますので、行政経営課のほうから、代わってお答えいたします。

この2番の図で、利用料金等収入が今4,000万円という図示がありますが、これが仮に5,000万円になった場合どうなるかということですが、この場合、利用料金制度を取っていますので、この1,000万円の利益の部分については、基本的には指定管理者のほうの利益という形になります。

ただ、昨日の御説明でも一部還元というお話がありました。この1,000万円の部分がラインなのかどうかということがありますが、ここで1,000万円、大きな利益というところでなければ、丸々1,000万円は指定管理者の利益になります。これが例えば5,000万円じゃなくて、2億円とかそういった大きな金額になった場合には、一定程度の割合で市の方にも還元していただく。そういったことを考えているというところがございます。

○福島委員長 あかね、課長、そういう取決めひな形はどこにあるの、ここに出ていないよ。だから、やるたびに答えが違うんだよ。だから、指定管理者にすれば、そういう騒ぎになるんだよね。7,000万円だったら、どうなんだと。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 基本的には、この利用料金制でもいいんだけど。指定管理者制度を民間に用いた場合、この場合に、最低の管理運営費、要するに業者が1億円もうけようが、5,000万円もうけようが3,000万円になっちゃおうが、最低これだけは水戸市で負担しますよという金額がないと、今言った4,000万円から7,000万円の収益で行ったり来たりしたときに、じゃ、どこまでが水戸市が負担すべき金額なのか、これ以上はもう負担できないよという金額が幾らなのか。それによって、今4,000万円がベターなのか、7,000万円がベターなのか、移譲業務を受けたときに、水戸市の換算からすれば、幾ら利益があったはずだから、そのうちの10%なら、20%ならそれは還元してもらおうよと、そういう最終的な基準が示されていないんです。

仮の姿で今、指定管理料が1億7,300万円ということになっているけれども、これが水戸市が考えている最低の補償額なんですか。最高の補償額なんですか。業者が6,000万円もうければ、もっとこれが減っちゃうのか、減らないのか、そこの基準が分からないから、収益性があるとかないとかという話になっている。4,000万円から7,000万円ぐらいの売上げがあるだろうという想定はいい。そうすると、水戸市はその想定の中で、幾らまで、最低ここまでは負担しなくちゃならないということが決まっているのか、決まっていないのか。

○福島委員長 だから、決まっていないんでしょうよ。だから、いつもここで、まだ別に言うと、いや、企業努力すれば、指定管理者がもうかるんだなんていう話もある。全然いつも話が違うんだから、だから、松本委員の話は、スポーツ振興協会に指定管理者に任せてしまえば、もうかれば、水戸市の負担分が少なくなるからいいんでしょうという話なんです。

渡辺委員。

○渡辺委員 今、袴塚委員さんのほうから話が出ておりました。

例えば、これは私、まだ今、今日初めてスポーツ振興協会の話聞いたものですから、これ、比較というのはちょっとできないんですけども、仮に例えばスポーツ振興協会に委託した場合、スポーツ振興協会のほうに管理運営費として出すのは2億1,300万円ということになるという、そういう理解でよろしいんですか。

○福島委員長 執行部、そうでしょう。

熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

スポーツ振興協会の場合でも、利用料金制を取るのか、使用料のままでやるのかという扱いについては違うんですが、使用料のままであれば、使用料を丸々市がもらうというような条件であれば、指定管理料はその上の段の部分の2億1,300万円、これをスポーツ振興協会にまずお支払いをするという形で、使用

料収入が入ったものについては市が頂くという流れになります。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、先ほど松本委員さんのほうから話があったように、例えば管理運営費の2億1,300万円をスポーツ振興協会に預けて、それ以上の金額が出たらそれは水戸市の歳入になると、そういう考え方でよろしいわけですね。

○福島委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの使用料のやり方を取った場合には、あくまでも使用料収入は全て市の収入になるということですので、これは、使用料が幾ら入ってもそれは全部市の収入ということです。

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど来からちょっと言っているんですけども、スポーツ振興協会のほうに委託をするということですが、積算はないんですよね、もともとがね。もともとが民間に委託しますよ、そして、民間の平均値を取ったら2億1,300万円ぐらいが妥当だろうと、こういうふうなことで我々は提案を受けているわけです。

今、課長の御説明だと、スポーツ振興協会でもこれでやるんだよと、こういうふうな御説明だったというふうに思うんですが、これは積算はスポーツ振興協会の場合と民間に委託した場合は同じ考え方なんですか。従来は僕は違ったように思っているんですが。

○福島委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 御説明のほうが不十分で申し訳ありません。

あくまでも現段階での考え方というところでございますので、当然、厳密に精査をした場合、スポーツ振興協会の場合の管理運営費が幾らになるかというのは、再度精査をする必要があるかと思いますが、今のところ、民間がやっても、人件費は別ですけども、維持管理費としてはおおむね同じであろうという、仮の想定ということでお話をさせていただきました。

○福島委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまでこの2億1,300万円に収まるまでには、例えば運営費とか、人件費とか、そして、トータルの金額が2億1,300万円、こういう数字で御説明をいただいて、その中で、皆さん方が民間導入がいいんだよと、人件費が2,300万円ほど減額されるんだと。したがって、民間導入をしたほうが効率性、そして、経済性がよくなるんだよと、こういう説明だったわけです。

そうすると、2,300万円安くなるという基準は、根底が崩れちゃうんです。今、課長がおっしゃったように、2億1,300万円で大丈夫なんだよということになると、最初に我々が御説明を受けた人件費が2,300万円安くなるよと、したがって、経済性がよくなるでしょうと、だから、民間を選んでいるんですよという御説明をいただき、そこがちょっと崩れてしまうような気がするんですが、それについてはどのようにお考えをいただいているのか。

○福島委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 度々説明が不足して申し訳ありません。

当初、新ごみ処理施設整備課で経費の比較をした人件費につきましては、いわゆるスポーツ振興協会との

比較ではなくて、市職員が直営で行った場合の比較でございます。それに対して、いわゆる民間事業者を含めた指定管理者に乗換えをした場合はどうかということでの比較となりますので、その部分は、必ずしもスポーツ振興協会との比較ということではございません。

○福島委員長 ちょっと、袴塚委員、待って。

今日説明した資料は熊田課長がつくったの、これは。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 答えが全然ばらばらなんだもの。何で答えがみんな違うんだよ。だからばらばらになっちゃう。これをつくったのはあなたですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、私が聞きたいのは、実はスポーツ振興協会でも私は反対しません、賛成です。

ただ、我々委員会に御説明をいただいた資料があまりにもやっぱり説明がつかないということになると、これから本当に皆さん方から出てくる数字は大丈夫なのかというようなことにつながっちゃうんですよ。だから、今まで御説明いただいたのは、民間と、いわゆる公がやるこの数字というのは、人件費に2,300万円の乖離がありますよと、したがって、民間がいいんだよと、こういう説明をいただいた。

そして、今の御説明だと、市が直接やるという、こういう御説明ですよ。だけれども、これまで市が直接運営した事例はないんです。これ、全部、小吹運動公園もそうです。全部やっぱりスポーツ振興協会に委託してやっているんですよ。だから、僕は考え方の基軸は、行政がやるにしても、スポーツ振興協会がやるという考え方の中で積算をされたのではないかと。そういうふうなことだとすれば、スポーツ振興協会に2億1,300万円で委託をしようという考え方自体が、もともと人件費の欠落がそこで生じてしまうんじゃないかと、スポーツ振興協会の経営がよくなるかと、こういうふうなことも懸念されるので、この数字の整理をしていただきたい、こういうふうをお願いしているんです。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今、これ、私のほうが昨日の議論の継続というようなことで質問させていただいてあれなんですけれども、先ほどの松本委員さんのお話のほうで、スポーツ振興協会のほうにというようなことで、金額も示されながら、今御説明がありました。先ほど申しましたように長期的なメリットとかデメリット、今聞いたばかりなので、ちょっと10分、20分の暫時休憩をいただいて、ちょっと皆さんで、会派のほうでも各委員さんの意見も聞いておきたいと思いますので、また、執行部さんのほうもそれなりにお考えがあるかと思うので、できれば休憩をしていただければと思います。

○福島委員長 では、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○福島委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

渡辺委員。

○渡辺委員 先ほど暫時休憩をいただきまして、ありがとうございます。

会派に戻りまして、皆さんといろいろメリット、デメリット等を協議させていただいたところでございます。

その中で、やっぱり今回の場合、今までの議論と方向性が変わるということなので、執行部のほうのお考えもちょっと聞かせていただければというところでございます。

○福島委員長　じゃ、最後に田尻副市长でいいですか。

その前に、袴塚委員。

まだあるのですか、いろいろ。

○袴塚委員　すみません、御検討いただいてありがとうございました。

人件費等については、再度また積算をし直していただいて、そして、当委員会のほうにも、福島委員長のほうに逐次御報告をいただきながら、この委員会の中でまた進めていただければという意見だけ申し上げさせていただきます。御苦労さまでございます。

○福島委員長　田中委員。

○田中委員　ちょっといろいろ議論があちらこちらあったわけですけども、私どもの考えを一応意見として申し上げたいのは、今日の資料の2番、前回の資料にもありましたが、まず直営か指定管理者の導入かという、その是非の問題についてなんですけれども、前回以来、指定管理の場合は年間管理運営費の縮減が見込まれると。特に、人件費が市直営の場合と比べて2,300万円少なくなるだろうと、それがメリットとして掲げられていること自体に私どもは同意ができません。

つまり、今、市の職員体制から見ましても、35%程度が会計年度任用職員ということで、いわゆる非正規職員の方々が担われていて、また、こういう施設の関係についてもそういう管理運営費の、特に人件費の削減を目的とした指定管理ということであれば、これはちょっと同意ができないというふうに思っております。

その上で、今回、利用料金制かそうでないかという表も出ていますけれども、そもそもが還元施設であって、収益性を見込める目的の施設ではないんじゃないかというふうにも思うわけです。特に、例えば、今、第四中学校はプールがないんですけれども、小吹運動公園の室内プールで授業をやっていたりします。そういう学校のプール授業でその健康増進センターの利用も恐らくは出てくるんじゃないかというふうに思いますし、そういう地元の利用者が優先で使えるような環境が維持されなければならないというふうなことも考えますと、そもそもがあまり収益性を上げるべきところなのかなというところも疑問でありますので、そういう点から見ますと、この(2)の利用料金収入を指定管理者の収入とした場合に、むしろ割り込んでしまう場合も十分想定されるんじゃないかなというふうに思うので、そういうことからしましても、市の収入、例えば、使用料が上がったとして、それを将来の修繕に積み立てるとか、そういうことも考えるべきなんじゃないかなというふうに思いますので、全体として私どもは賛成できないということを意見として申し上げておきたいと思います。

○福島委員長　萩谷委員。

○萩谷委員　ちょっと私のほうからは、3点ばかり質問させていただきたいと思います。

実は、昨日の御説明のときに、指定管理料というのは、他市の事例も参考にして決めているものだという

ような御説明があったかと思うんですが、今日の御説明だと、単純に管理運営費から利用料金等収入を差し引いたものだというような説明でした。

今日の説明というのは、あくまでもこれは例示というふうに捉えてよろしいのでしょうか。だから、他市の参考事例もしっかり見極めながら、どのぐらいが適正な額かというのを調べていくのでしょうか。ここが第1点です。

2点目ですが、この還元施設の使用料というのは、今度の市議会でもう上程されますよね。そういった意味では、松本委員がおっしゃったような……

○福島委員長 萩谷委員，使用料は本会議には上程しないからね。

○萩谷委員 管理費……

○福島委員長 管理費も何も。指定管理者を選ぶ条例が出るだけだから。

○萩谷委員 この条例の中に今度のこの下入野健康増進センターに関することについてということで、料金が全部出ていますよね。

○福島委員長 いやいや、それは使用料の料金だよ。

○萩谷委員 だから、もうここで決めてしまうわけですよ。施行は令和4年4月1日ですけども、だから、これも出てくるということはある程度利用料金……

〔「一般市民の扱い」，「管理者を決めてからの判断」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 ちょっとこのところの御説明……

○福島委員長 萩谷委員，あくまで条例に書いてあるのは、一般市民が利用する利用料なわけ。管理者のものは指定管理者が取るお金じゃないから。

○萩谷委員 分かりました。

○福島委員長 それは間違えないで。

○萩谷委員 そのところももう少し熟議の上、決めていったほうがいいような気もちょっとしたので、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

3点目ですけども、これは、人件費と光熱水費の算定ということだと思うんですね、ここで書かれている金額というのは。

ちょっとこの金額を見てみますと、例えばですけども、例えがいいのか悪いのか、新市民会館の場合、人件費と光熱水費をあわせた額というのは3億3,000万円ということなんです。こういった額と比較しても、2億1,300万円かかるこの管理運営費というのは、ちょっと割高なんじゃないかという市民感覚があるというのも、ちょっと何人かにお聞きしたところ話が出ています。

これ、余熱利用をした還元施設ということで、当然、そういったところでの光熱水費の軽減というのが……、余熱利用をしないんですか。

○福島委員長 萩谷委員，質問はいいんだけども、今やっていることが何かということを理解してもらわないと。今おっしゃった余熱利用をやっているんじゃないかと、そういうのは一切やっていないんだから……。

○萩谷委員 分かりました。

○福島委員長 ないことを質問したって、答えられない。

○萩谷委員 じゃ、3点目の質問は、この維持管理費等をもう少し縮減できないかというところで、民間のほうの見積りを見ると、A社が1億300万円、G社の場合2億7,300万円ということで、大分開きがあるわけですね。そういった意味では、この維持管理費自体ももうちょっと見直しが可能なかどうか、そういったところについて御質問、3点です。よろしく願いいたします。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問でございますけれども、今回提出してございますのは、あくまでイメージということで、例示でございます。今後、他市町村とかを参考に精査してまいります。

それから、条例のほうで提示しておきました利用料金というところにつきましては、プールとかに関しましては、現在条例で定められています青柳公園の市民プール、小吹運動公園とか、市の施設と同額ということで設定させていただいております。今回ちょっと違いますのが、温浴施設というところで、お風呂があるんですけれども、こちらの利用料金につきましては、市内に施設がございませんので、県内の類似施設のほうの利用料金等を参考に設定させていただいております。

3番目の光熱水費につきましては、やはり水回り、プールとかお風呂があるので、光熱水費のところは必然的に高くはなっております。先ほど申しましたように、今回の施設は、清掃工場の余熱を利用しないので、そこら辺でガス、水道、電気のほうの光熱水費が高くなっているところでございます。

○福島委員長 ほかに。

黒木委員。

○黒木委員 すみません、ちょっと整理させていただいて、答弁をいただければと思います。

今回のこの当委員会で示されている内容をちょっと整理させていただくと、指定管理者制度を導入したい、また、利用料金制を導入したいと。この2点だというふうに認識しております。

また、今回の本会議に出てきます、市議会議案第3号 水戸市下入野健康増進センター条例に係る指定管理者、また料金をこの委員会で御説明いただいているということで理解しております。

水戸市においては、水戸市指定管理者制度の運用基本方針の導入がされておまして、その制度の目的としまして、公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図る、また、経費の節減等を図るということで、これまでも先ほどから議論ありましたスポーツ振興協会も含めて、指定管理者を指定していただきながら、しっかりと水戸市の施設を運営してきていただいているという実績も多々あることと思います。

その中で今回は、公募にするか、非公募にするかということは今後検討していくということで認識しております。ところでございますが、まず、私どもの会派としましては、指定管理者の導入に関しましては賛成です。また、利用料金制に関しても賛成いたします。

ですから、この市議会の議案として、この後特別委員会でもまた再度審議されると思うんですが、今回、福島委員長の下で審議されているこの件につきましては導入させていただいて、スポーツ振興協会も話に出ておりますが、ぜひ手を挙げていただいて、この競争に入っただけであればというふうに考えておりますので、

この指定管理者制度につきまして、どのような考えを持たれているのか、御答弁いただければと思います。

○福島委員長 まとめていいですか。

〔「いいです、いいです」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 じゃ、田尻副市長のほうから、総まとめでお願いいたします。

田尻副市長。

○田尻副市長 連日にわたりまして、お時間をいただきましてありがとうございます。

今回の説明に当たりましては、条例で制度を決めていくという、ただいま委員から御指摘のありましたとおり、指定管理者の導入、あわせて利用料金制を取るという、この2点が条例事項として決定をいただくということでございます。

今回、いろいろ各種資料を出ささせていただきましたが、これにつきましてはあくまでも参考例として、いろいろな数字を民間の方からいただいて、参考事例の中で、水戸市としてどれを採用すべきかということで、あくまでも積算、参考でございます。

今後、例えば御指摘があったように、直営でやるのか、指定管理者でやるのか、まずこの判断としましては、指定管理者制度を導入したい、これが今回の趣旨でございます。あわせて、利用料金制も採用したい。その際、指定管理料を決める場合、これは一般論でございますが、公募するのか、非公募でいくのかということが、私どもの行政裁量になるかと思えます。公募していく場合と、非公募でいく場合、これまで政策のどれほど運営に加味していくかというのが判断基準がございまして、今回いただきました御意見を踏まえまして、これからしっかり検討してまいりたいと思えます。

その際、公募、非公募の問題、あわせて先ほどから出てきておりますが、法人としてのスポーツ振興協会にお願いするという考え方もございます。それについては、非公募という決定をせざるを得ないかなという考えもございます。そういう選択肢の中で、改めまして、今回の利用料金制の市の歳入と指定管理料、いわゆる義務的経費との兼ね合いが十分円滑に運営できるということであれば、これまで委託指定管理をさせていただいておりますスポーツ振興協会というの大きなメリットになるかと思えます。そういったメリット、デメリットをあわせて、今回いただいた御意見もあわせて前向きにその方向性に沿って検討してまいりたいということが今言える結論でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○福島委員長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、当委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時55分 散会